

税制優遇制度も さらに充実!

Grade Up



税制上の優遇制度

固定資産税・都市計画税の税率を2分の1とする
税制優遇制度の期間を、従来の3年間から5年間に拡大。
ますます、魅力的になります。

対 象	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規立地 ● 拡大再投資 	5年間、固定資産税、都市計画税の税率が2分の1*9*10になります。

神奈川県 「セレクト神奈川NEXT」と連携



県融資制度の利子補給

神奈川県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」と連携し、本市奨励金と合わせて、県の各種優遇制度が受けられるほか、融資制度の利子補給を行います。

対 象	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 工業専用地域 ● 拡大再投資 (神奈川県企業立地促進融資制度利用者) 	3年間、利子支払い額を補給します。*11

その他支援制度も



その他支援策

内 容	対 象	内 容	問 合 せ
緑地面積率の緩和*12	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業専用地域 ● 工業地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率 6%以上 ・環境施設面積率含 11%以上 ・重複緑地算入率 50% 	産業政策課 0465-33-1513
下水道排出基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造業 ● ガス供給業 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の業種と同じ排出基準に緩和 	給排水業務課 0465-41-1636
再生可能エネルギー発電設備導入の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電設備導入事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備に係る固定資産税相当額の助成 	エネルギー政策推進課 0465-33-1424

NEW 従業員の市内移住のサポート制度を新設!



市内転入促進奨励金

対 象	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規立地した企業の従業員 	市内に移住し、住宅を購入*13した場合、50万円を助成

適用にあたっては、記載した要件のほか、事業着手前(土地・建物等の契約や許認可手続きの前日)であること、10年間の事業継続等、例規等に定めた要件に基づいて判断します。詳しくはお問い合わせください。

- *1 10年以上の賃貸借契約が必要です。
- *2 工業系地域 / 工業専用地域、工業地域。
- *3 保留区域 / 鬼柳・桑原地区工業系特定保留区域(平成21(2009)年神奈川県告示第456号)。
- *4 業種については日本標準産業分類に基づき判断します。
- *5 当該投資に係る事業の開始後、5年間に分割して交付します。
- *6 立地に伴い該当事業所に異動した従業員の数になります。
- *7 市内企業が元請け、もしくは1次下請けとなる発注です。 *8 発注金額が1千万円以上の工事が対象です。
- *9 固定資産税の税率が、0.7%に、都市計画税の税率が、0.1%になります。 *10 認定事業に伴う資産の取得等にかかる固定資産税・都市計画税に限ります。
- *11 西湘テクノパーク、鬼柳・桑原地区工業団地に立地する企業は上限5億円、それ以外の地域は上限1億円の融資の利子が対象になります。
- *12 「小田原市工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例」に基づき、工場立地法に定める緑地面積率及び重複緑地面積率を緩和しています。
- *13 勤務先が奨励措置の適用を受けてから、5年間に新築、購入した500万円以上(中古住宅を購入した場合のリフォーム費用も含む)の住宅が対象となります。